

みよし市 こどもの権利条例



すべてのこどもは大人と同様に権利の主体です。
こどもが心身ともに健やかに成長するためには、
その権利が守られなければいけません。

全ての市民が連携、協働しながら、こどもの権利を守る取組を進め、
こどもが夢や希望を持って生きていくことができるまちづくりを実現します。



1 こどもの権利とは？

● 健やかに生きる権利

持って生まれた能力や、身につけた能力を十分に伸ばせるよう、安全で安心な環境のもとで生活できる権利

● のびのびと育つ権利

遊びや学び、芸術やスポーツ等の豊かな経験を通じて成長できる権利
個性や特性が理解され尊重される権利

● 安心して守られる権利

暴力や虐待、いじめ、有害な環境から守られる権利
気軽に相談でき、必要な支援が受けられる権利

● 自由に参加する権利

自分の意見を表明する機会があり、自分の意見が尊重される権利
仲間と自由に活動を行う権利



2 こどもの権利を守るためのそれぞれの役割

こどもにかかわるすべての人に役割があります。みんなで協力して、こどもの笑顔が輝くまちづくりを目指します。

● 保護者の責務

こどもの権利を尊重しながら、寄り添い、応援し深い愛情をもってこどもを守り育てる

● 地域住民、事業者の役割

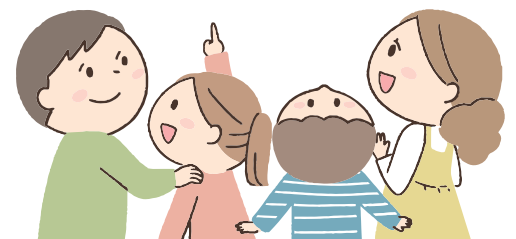
こどもの権利保障に関する様々な取組に協力する

● 学び・育ちの施設の責務

身体的、心理的暴力を防止し、一人一人の個性を尊重し、こどもの成長を支援する

● こどもの役割

社会の一員として、豊かな人間性と社会性を身に付け、自分の権利について知り、他の人の権利を認め尊重する



3

市の責務

みよし市全体でこどもの成長を支えるまちづくりの実現に向け、必要な取組を行います。

● 多面的な支援

特別な配慮や社会的養育を必要とするこどもへの施策、多様化する子育てと働き方のための環境整備など、多面的に支援します。

また、結婚から妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援をします。

● 安全安心な環境づくり

犯罪や事故、有害な環境や危険からこどもを守り、健やかに育つための環境を整備します。

● 虐待やいじめへの対応

学び・育ちの施設や地域住民と連携し、虐待やいじめの防止、早期発見に努めます。

● こどもの居場所づくり

こどもが遊びや活動を通じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の充実に努めます。

● こどもの意見表明

こどもが意見を表明するための環境整備に努めます。

こども会議を開催し、そこで出た意見を市の施策に反映できるよう努めます。

● こどもの貧困対策

家庭状況にかかわらず、夢や希望をもって成長できるようこどもの貧困対策に取り組みます。

● 普及啓発

全ての市民が関心を持ち、理解を深めることができるよう、年齢に応じたわかりやすい情報提供に努めます。

● 財政上の措置

市は、これらの取組を進めるために必要な財政上の措置を講じます。



こどもの権利擁護委員会の設置

こどもの権利擁護委員会とは

権利侵害を受けたこどもを救済するため、申立てに基づいて調査や調整を行い、必要な場合は、権利を侵害した者に対して勧告・要請をします。

● こどもの権利擁護委員会（事務局）

0561-32-8034（こども政策課） 月曜～金曜 9:00～17:00

その他の相談先

● こども相談専用電話

0561-32-0910
月曜～金曜 9:00～17:00

● 学びの森 相談室 ※要予約 （みよし市教育センター）

0561-33-5010
月曜～金曜 9:00～16:00

● こころの電話みよし

0561-34-5874
土曜日 正午～16:00

● 24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310
毎日 24時間

● 子ども・家庭110番 （児童・障害者相談センター）

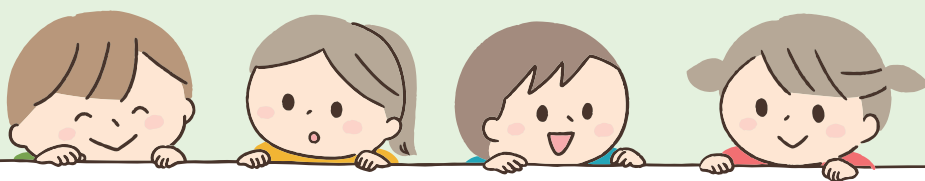
052-953-4152
月曜～金曜 9:00～17:00

● 教育相談「こころの電話」

052-261-9671
毎日 10:00～22:00

● 親子のための相談LINE

毎日 10:00～20:00



みよし市役所 こども未来部 こども政策課

〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50番地